

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

2020 年 2 月 20 日

吸収合併存続会社

S C K S 株式会社

2020年2月20日

吸収合併に係る事前開示事項

東京都江東区豊洲三丁目2番20号

S C S K株式会社

代表取締役 最高執行責任者 社長執行役員

谷原 徹



当社は、2019年9月26日付で株式会社JIECとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社JIECを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約書の内容

別紙(1)のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である株式会社JIECは、当社の完全子会社であることから、本吸収合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

吸収合併消滅会社である株式会社JIECにおいては、新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併消滅会社最終事業年度の計算書類等

吸収合併消滅会社である株式会社JIECの最終事業年度（2018年4月1日乃至2019年3月31日）の計算書類等は別紙(2)のとおりであります。

また、同社において最終事業年度（2018年4月1日乃至2019年3月31日）の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併存続会社最終事業年度末日後の重要な財産の処分等

当社は、株式会社Minorisソリューションズの普通株式について、2019年10月30日開催の取締役会決議に基づき、株式公開買付けの方法により、1株当たり2,700円（総額19,479百万円）で取得し、同年12月20日付の株式売渡請求（1株当たり2,700円 総額1,334百万円）を通じ、同社を同年1月23日付で当社の完全子会社としております。

その他、当社において、最終事業年度（2018年4月1日乃至2019年3月31日）の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

以 上



吸収合併契約書

SCSK株式会社（住所：東京都江東区豊洲3丁目2番20号。以下「甲」という。）及び株式会社JIEC（住所：東京都新宿区西新宿6丁目24番1号。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条 （合併の対価等）

1. 甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に変わる金銭等を交付しない。
2. 甲は、本合併により、資本金、資本準備金及び利益準備金を増加しない。

第4条 （効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙において協議のうえ、これを合意により変更することができる。

第5条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ他の当事者の同意を得なければならない。

第6条 （従業員の処遇）

甲は、本合併の効力発生日における乙の従業員を引き継ぐものとする。

第7条 (会社財産の引継ぎ)

甲は、2020年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、本合併の効力発生日において、乙の資産、負債及び権利義務の一切を承継するものとする。

第8条 (合併条件の変更及び合併契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙において協議のうえ本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙において協議のうえこれを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

2019年9月26日

(甲) 東京都江東区豊洲3丁目2番20号
SCSK株式会社
代表取締役 社長執行役員
最高執行責任者 谷原 徹



(乙) 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号
株式会社JIEC
代表取締役社長 印南 淳



添付書類

事業報告

第35期

2018 年4月 1 日 から

2019 年3月 31 日 まで

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業の設備投資は底堅いものの、足元の景況感には悪化の兆しがみられ、近年続いてきた緩やかな回復傾向の持続について憂慮すべき状況となりつつあります。また、景気の先行きにつきましても、収束の見通せない米中間の通商問題や海外経済の減速懸念等から不透明感は増しており、今後の企業収益への影響には十分な留意が必要となっております。

当業界においては、ITの有効活用が、顧客の既存事業に新たな価値を生み出し、事業の差別化と収益性向上に結び付くことが期待されております。AI（人工知能）、RPA（ロボットによる業務自動化）、IoT（モノのインターネット化）、フィンテック（金融サービスのITイノベーション）、ビッグデータ等の技術要素が注目され、これらの積極的な活用が求められております。

また、企業における働き方改革が求められるなか、ITを利用した業務の生産性向上や省力化・自動化についても期待が高まっております。これらを背景に、業界各社では様々な技術要素の活用や実務への適用が求められ、顧客の要求水準は多様化と高度化が一層進んでおります。

このような環境のもと、当社は、中長期的に「No. 1 基盤技術を中核に業界トップレベル」の企業になることを目指しており、前事業年度後半以降「技術、顧客満足度、収益力、働きやすさ」の各分野でのレベル向上を図るべく、「収益体質の改革」と「当社ならではのビジネスによる成長」に取り組んでまいりました。

なお、本年1月に親会社であるSCSK株式会社（以下、SCSK）による株式公開買付けが公表されましたが、これはSCSKグループとして経営資源の最適配分及び一元管理を実現し、企業価値を最大化することを目的としたものであり、当該公開買付けの結果、同年4月に上場廃止となり、同社の完全子会社となっております。

これらの結果、当事業年度の業績は、金融や産業系の一部顧客において投資時期の見直しや案件縮小がみられたものの、基盤系ビジネスが順調に推移し売上高は15,262百万円（前年同期比+2.3%）となりました。一方、中長期的な成長に向けた施策の実施や社内システムの刷新に伴う減価償却費の増加等があったことから、営業利益は1,297百万円（前年同期比△3.6%）、経常利益は株式公開買付けに関する費用を含め1,182百万円（前年同期比△12.8%）、当期純利益は807百万円（前年同期比△11.4%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度においては、A I（人工知能）、R P A（ロボットによる業務自動化）にかかるソフトウェアへの開発投資（無形固定資産42百万円）を実施しております。

(3) 資金調達の状況

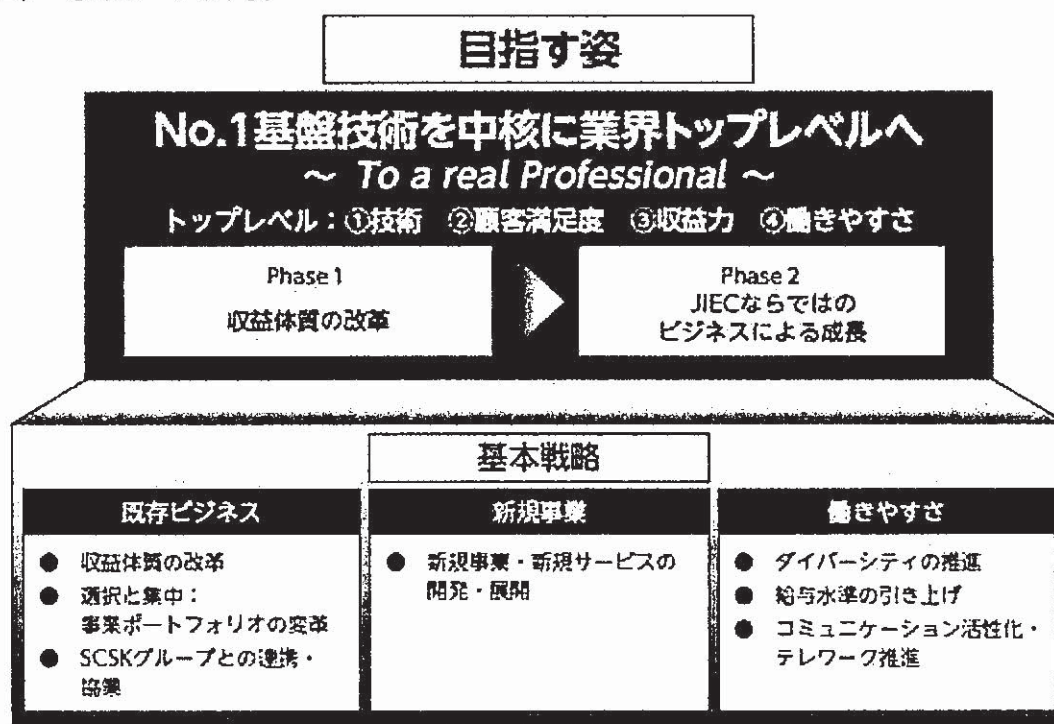
当事業年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 経営の基本方針

当社は、「プロフェッショナル・サービス」を社是に掲げ、お客様にご満足いただける技術・品質を追求し、お客様のIT化のご要望に応えるべく、積極的提案の実施を経営の基本方針としております。

また、経営理念として「顧客への提言」、「社会への責任」、「社員への信頼」を定め、お客様の長きに亘るパートナーとなるべく、社会的責任を意識して行動し、そして、社員とともに成長する企業を目指しております。

(5) 対処すべき課題“目指す姿”



当社は、中長期的に「No. 1 基盤技術の中核に業界トップレベル」の企業になることを目指しており、「技術、顧客満足度、収益力、働きやすさ」の各分野でのレベル向上を図り、「収益体質の改革」と「当社ならではのビジネスによる成長」に段階的に取り組んでいく方針であります。このための具体的な施策として、次の基本戦略を着実に推進してまいります。

基本戦略

既存ビジネス
● 収益体質の改革 ・成果物対価型ビジネスの拡大により生産性の向上や品質向上をすすめ、収益性向上を図る ● 選択と集中：事業ポートフォリオの変革 ・基盤及びSAPビジネスにリソースを集中し、アプリケーションビジネスは得意分野に特化する ● SCSKグループとの連携・協業
新規事業
● 新規事業・新規サービスの開発・展開 ・「AI（Watson等）」「API公開」「RPA」などを活用したサービス提供型ビジネスの推進
働きやすさ
● ダイバーシティの推進 ・女性比率UP ・シニア層活躍推進 ● 給与水準の引き上げ ・給与水準の段階的な引き上げ ● コミュニケーション活性化・テレワーク推進 ・Skypeなどによる時間や場所に捉われないコミュニケーションの活性化（モバイルワーク、サテライトオフィス活用、在宅勤務の推進）

① 既存ビジネスモデルの改革

- ・システム開発業界における顧客との主な契約形態は、作業対価型と成果物対価型がありますが、生産性向上や品質改善などの当社の経営努力を契約条件に反映させるためには成果物対価型にシフトしていく必要があります。この取り組みは、より高い価値を顧客に提供し、顧客満足度を高めながら、併せて当社としての「収益体質の改革」を図っていくものであり、顧客と当社の双方にとってメリットのあるものとして、契約形態の見直しを積極的に推進していく方針であります。
- ・当社リソースを最大限に活用し、中長期的な成長を目指していくために、「選択と集中：事業ポートフォリオの変革」に取り組み、基盤及びSAPビジネスにリソースを集中し強化を図りつつ、アプリケーションビジネスについても当社の強みを発揮できる得意分野への注力を進めます。
- ・「SCSKグループとの連携・協業」に積極的に取り組み、既存顧客への深耕と新規顧客の開拓を推進します。

② 新規事業への取り組み

- ・中長期的な成長及び新たな収益基盤の確保の観点から、新規事業の創出は重要な経営テーマであり、「AI（Artificial intelligence：人工知能。IBM社のWatson等）」、「API公開（Application Programming Interface：ソフトウェアの機能の共有・公開）」、「RPA（Robotic Process Automation：ロボットによる業務自動化）」等の技術・ビジネス分野において、当社ならではの「新規サービスの開発・展開」を積極的に推進します。

③ 働きやすさへの取り組み

- ・当社における働きやすさへの取り組みとして、「ダイバーシティの推進」、「給与水準の引き上げ」、「コミュニケーション活性化・テレワーク推進」を図っていきます。当該取り組みは、社員のモチベーション向上と同時に、企業としての生産性向上に繋がるものであり、重要な経営課題と認識しております。これらの施策を進めることで、業務の効率性向上及びワーク・ライフ・バランスの拡充を目指します。
- ・「ダイバーシティの推進」では、女性社員の採用の強化やシニア層活躍の場を広げることを通じ、人手不足の深刻化や高齢化への対応に備えます。
- ・「給与水準の引き上げ」では、制度改定による社員の給与水準の引き上げを段階的に実施し、処遇

面での改善を推進いたします。

- ・「コミュニケーション活性化とテレワーク推進」では、モバイルツールを活用した勤務地と本社間のコミュニケーション強化、在宅勤務やサテライトオフィスを活用したテレワークを推進いたします。

(6) 財産及び損益の状況

項目	期別	第32期 (2016年3月期)	第33期 (2017年3月期)	第34期 (2018年3月期)	第35期(当期) (2019年3月期)
売上高(千円)		14,596,646	14,507,396	14,919,778	15,262,563
営業利益(千円)		1,326,532	1,332,051	1,345,553	1,297,189
経常利益(千円)		1,337,293	1,338,797	1,355,205	1,182,139
当期純利益(千円)		861,197	916,902	912,126	807,865
1株当たり当期純利益(円)		125.56	133.68	132.98	117.78
総資産(千円)		12,976,764	13,190,661	14,052,087	14,689,436
純資産(千円)		10,835,276	11,460,505	12,113,300	12,647,624

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社

当社の親会社はS C S K株式会社で、同社は当社の株式6,714,726株(出資比率97.89%)を所有しております。

また、S C S K株式会社の親会社は住友商事株式会社であり、同社は当社の株式6,714,726株(出資比率97.89%)を間接所有していることから、当社の親会社に該当します。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、ソフトウェア開発等については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社としての独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、顧客のIT資産に対して、高度なシステム・エンジニアリングサービスを提供する情報サービス会社であります。

主に企業のシステム化の計画、調査分析からアプリケーション・システムの設計、開発、システム導入及び運用の計画、評価、実施等における専門性の高い技術、ならびに複数の技術を組合わせたソリューション・サービスの提供を行っております。

(9) 主要な事業所

本社：東京都新宿区西新宿六丁目24番1号

大阪オフィス：大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号

(10) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
818名	△2名	41歳11ヶ月	14年5ヶ月

- (注) 1. 従業員数には、契約社員19名及び受入出向者3名が含まれております。
2. 執行役員は、従業員数に含まれておりません。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) その他の会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,858,867株
（自己株式 233株を除く）
- (3) 株主数 310名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
SCSK株式会社	6,714,726株	97.89%
杉林 信吾	16,600株	0.24%
朝倉 紀子	5,300株	0.07%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	5,100株	0.07%
楠 恭子	5,000株	0.07%
MLI FOR CLIENT GENERAL TREATY-PB	4,500株	0.06%
小山田 光博	4,400株	0.06%
株式会社高原興産	3,300株	0.04%
荒井 順子	3,000株	0.04%
マネックス証券株式会社	2,700株	0.03%

（注）持株比率は自己株式（233株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 本 裕 文	
代表取締役社長	印 南 淳	
取 締 役	服 部 峰 生	事業部門統括
取 締 役	久 保 修	営業部門統括
取 締 役	広 瀬 省 三	SCSK株式会社 専務執行役員 SCSKサービスウェア株式会社 取締役
取 締 役	熊 崎 龍 安	SCSK株式会社 専務執行役員 株式会社ベリサーブ 取締役 (監査等委員) 株式会社Gran Manibus 取締役
取 締 役	市 場 健 二	株式会社ベリサーブ 取締役 株式会社Gran Manibus 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	古 森 明	
取 締 役 (監査等委員)	藤 間 義 雄	
取 締 役 (監査等委員)	三 谷 宏 幸	Mu Sigma Japan 非常勤取締役 株式会社プランテックコンサルティング 取締役会長

- (注) 1. 取締役藤間義雄氏及び取締役三谷宏幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査等委員藤間義雄氏は、公認会計士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を有するものであります。
 3. 取締役藤間義雄氏及び取締役三谷宏幸氏につきまして、当社は、両氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当期中の異動

①責任者 2018年6月21日就任

広 瀬 省 三 : 取締役
 熊 崎 龍 安 : 取締役
 市 場 健 二 : 取締役

②退任者 2018年6月21日退任

古 沼 正 則 : 取締役
 今 井 義 則 : 取締役
 土 屋 信一郎 : 取締役 (監査等委員)
 清 水 康 司 : 取締役 (監査等委員)

(ご参考)

意思決定の迅速化と権限の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。
 執行役員の陣容及び担当は以下のとおりであります (2019年4月1日現在)。

専務執行役員 服 部 峰 生 ※ 社長補佐
 常務執行役員 久 保 修 ※ 社長補佐、営業本部長
 佐 藤 隆 社長補佐、経営管理本部長
 執行役員 上 田 耕 司 金融システム第1事業部長
 宮 井 裕 充 人事総務本部長
 菅 谷 広 之 金融システム第2事業部長
 岡 林 雅 史 産業システム事業部長、ERP事業部長
 保 阪 仁 基盤エンジニアリング事業部長

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役広瀬省三氏、同熊崎龍安氏、同市場健二氏、社外取締役藤間義雄氏及び同三谷宏幸氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	9名	106,308千円	(注) 1
取締役 (監査等委員)	4名	22,640千円	(注) 2
計	13名	128,948千円	

- (注) 1. 株主総会の決議による限度額は、取締役 (監査等委員を除く) 150,000千円、取締役 (監査等委員) 50,000千円です。但し、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬には、社外取締役3名に対する支給額8,840千円を含めております。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有、ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、古森明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 社外役員に関する事項

氏 名	藤 間 義 雄 (社 外 取 締 役 (監査等委員))
重要な兼職先と 当社との関係	—
取締役会への 出席状況	全13回中13回出席 (書面決議による取締役会の回数は除いております。)
監査等委員会への 出席状況	全13回中13回出席
発 言 内 容	公認会計士としての専門的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

氏 名	三 谷 宏 幸 (社 外 取 締 役 (監査等委員))
重要な兼職先と 当社との関係	Mu Sigma Japan 非常勤取締役 株式会社プランテックコンサルティング 取締役会長 ※上記兼職先と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役会への 出席状況	全13回中12回出席 (書面決議による取締役会の回数は除いております。)
監査等委員会への 出席状況	全13回中12回出席
発 言 内 容	国際経験及び企業経営、経営戦略策定に関する豊富な経験と高い見識を活かし、説明を求め、自らの意見やアドバイスを適宜述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 報酬等の額 | 27,100千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,100千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等の合意について、監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、継続的な整備・運用を実施しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守を企業活動の前提と位置付け、全ての取締役及び使用人に対しコンプライアンス意識の周知徹底とこれに準拠した行動の実践を積極的に推進する。
- ② 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- ③ 経営の健全性と効率性を高めるため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置する。
- ④ リスク・コンプライアンス規則を制定し、リスク・コンプライアンス委員会において全社的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
- ⑤ コンプライアンス推進担当部門を定め、取締役及び使用人へのコンプライアンス研修・啓発を定期的実施すると共に、内部通報制度（ヘルプライン）を運用する。
- ⑥ コンプライアンスに関する内部監査あるいはモニタリングを実施する体制・仕組みを整備し運用する。
- ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ⑧ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保するための体制を整備し運用する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程等に従い、文書又は電磁媒体に記録し保存する。
- ② 文書の保存、管理、廃棄は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書管理規程による。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社内の総合的なリスク管理を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に必要な社内規則類やマニュアルを整備する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、取締役会に報告すると共に、ＳＣＳＫ株式会社へ報告する。
- ② 情報セキュリティ基本方針に基づき、機密情報管理規則、個人情報保護規程を制定し、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行う。また、その重要性及び取扱い方法の浸透・徹底を図るため研修及び啓発を実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は定款及び取締役会規則に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。また、取締役会の監督機能の維持・向上及び業務執行の責任と権限を明確にするため、執行役員制度を採用する。
- ② 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認のうえ、必要な対策や見直しを行う。
- ③ 経営上及び業務執行上の重要事項について、それぞれに定例の会議体を設け、協議・検討を行う。

(5) 当社並びに親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ＳＣＳＫグループの一員として企業集団における業務の適正を確保するため、当社の独立性とグループ間取引の適正性に配慮し、情報共有やグループ連携に積極的に取り組む。

- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査職務を円滑に遂行するために適切な使用人を配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- (7) 第6項の当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するために、監査等委員会は当該使用人の人事について事前に報告を受け、必要に応じて変更を申し入れることができる。
- (8) 第6項の当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、監査が効率的に遂行できるよう協力する。
- (9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度（ヘルプライン）による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (10) 第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
ヘルプライン運用規程に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、適正な運用体制を整備する。
- (11) 当社の監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。
- (12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員である取締役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保すると共に、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
 - ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに関する事項、内部監査の結果等を適時、監査等委員会へ報告する。
 - ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人は、監査等委員会規則に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 「6. 業務の適正を確保するための体制」(1)～(5)に係る「法令及び定款への適合性、情報の保存及び管理、損失の危険の管理、職務の執行の効率性、企業集団の業務の適正性」に関する事項

当期におきましても、リスク・コンプライアンス委員会を毎月開催し、全社的なコンプライアンス及びリスクに係る状況をモニタリングし、また、専門組織によるプロジェクト管理の実施を通じて、課題の把握・予防策等の検討・実施を行い、必要に応じ取締役会・監査等委員会への報告を行ってまいりました。

また、取締役の職務執行のための情報管理及び効率性についても、関連規定に則り必要な手続・協議検討を行い、併せて、グループ間取引についても引き続き適正性を確保しながら、積極的な協業も行ってまいりました。

なお、社員に対するコンプライアンス意識の啓発・周知の観点から、「個人情報保護、情報セキュリティ、コンプライアンス」に関する研修を全社員を対象に実施し、また、全社員から会社のコンプライアンスへの取り組みに同意を得る手続を実施しております。

(2) 「6. 業務の適正を確保するための体制」(6)～(9)に係る「使用人」に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置及び独立性・実効性の確保について、当期においても従前からの支援体制を継続しており、使用人と監査等委員会との定期的な打ち合わせの場を通じて、実効性のある情報の共有・支援を行っております。

(3) 「6. 業務の適正を確保するための体制」(10)に係る「報告者の保護」に関する事項

当期においても、ヘルプライン運用規程に基づき、報告者が不利な取扱いを受けない体制を維持しており、全社員向けに行ったコンプライアンス研修においても、報告者の保護について言及し、適正な運用体制の整備に努めております。

(4) 「6. 業務の適正を確保するための体制」(11)～(12)に係る「監査等委員」に関する事項

監査等委員の職務執行上必要な費用については、その申請に基づき支払・精算を適時に行っており、また、監査等委員の社内会議への出席、社内関係者へのヒアリング、代表取締役や監査法人及び内部監査室との定期的な協議・検討を通じ、実効性のある監査の実現に積極的に協力しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、企業価値の継続的な向上を通じ、株主の皆様への期待に応え、併せて、顧客・取引先・社員等の様々なステークホルダーの皆様にご貢献することが、重要な責務であると認識しております。そのために、絶えず顧客へのサービス向上と技術力強化に取り組み、健全な経営基盤を確保することが重要であると考えております。

この考えのもと、利益配当につきましては、安定的な配当を継続して行うことを基本方針とし、株主の皆様にご納得して頂けるよう、業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案いたします。また、内部留保につきましては、将来の事業展開のための設備投資資金や、より高度な技術に対する人材開発に活用するものとして、引き続き事業の拡大に努めてまいります。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本とし、剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

上記の方針に基づき、中間配当の1株当たり20円00銭を実施いたしました。期末配当につきましては、2019年1月31日に「2019年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」にて開示した通り、SCSK株式会社による当社普通株式に対する公開買付けが成立することを前提として、2019年3月期の配当予想を修正し、2019年3月期の期末配当を行わないことを決議しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

第35期

2018 年4月 1 日 から

2019 年3月 31 日 まで

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,246,884	流 動 負 債	2,028,808
現 金 及 び 預 金	4,145,707	買 掛 金	654,017
関 係 会 社 預 け 金	4,985,974	未 払 金	48,110
売 掛 金	2,889,473	未 払 費 用	304,718
仕 掛 品	43,846	未 払 法 人 税 等	204,274
前 払 費 用	98,907	前 受 金	67,667
そ の 他	82,973	預 り 金	33,597
		賞 与 引 当 金	577,300
		そ の 他	139,122
固 定 資 産	2,442,552	固 定 負 債	13,004
有 形 固 定 資 産	32,652	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,004
建 物	8,832		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	23,819		
無 形 固 定 資 産	620,971	負 債 合 計	2,041,812
ソ フ ト ウ ェ ア	619,442	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,528	株 主 資 本	12,638,479
投 資 そ の 他 の 資 産	1,788,929	資 本 金	674,184
投 資 有 価 証 券	1,324,530	資 本 剰 余 金	640,884
長 期 前 払 費 用	1,311	資 本 準 備 金	640,884
前 払 年 金 費 用	100,067	利 益 剰 余 金	11,323,819
繰 延 税 金 資 産	214,476	利 益 準 備 金	33,640
そ の 他	148,543	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,290,178
		別 途 積 立 金	7,700,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,590,178
		自 己 株 式	△408
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	9,144
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,144
資 産 合 計	14,689,436	純 資 産 合 計	12,647,624
		負 債 純 資 産 合 計	14,689,436

損 益 計 算 書

(2018 年 4 月 1 日から)
(2019 年 3 月 31 日まで)

(単位 : 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,262,563
売 上 原 価		11,491,461
売 上 総 利 益		3,771,102
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,473,913
営 業 利 益		1,297,189
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	539	
有 価 証 券 利 息	2,375	
受 取 配 当 金	1,200	
そ の 他	611	4,726
営 業 外 費 用		
公 開 買 付 関 連 費 用	114,506	
支 払 手 数 料	5,269	119,776
経 常 利 益		1,182,139
税 引 前 当 期 純 利 益		1,182,139
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		367,263
法 人 税 等 調 整 額		7,010
当 期 純 利 益		807,865

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位: 千円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産 合計	
	資 本 金	資本 剰余金	利 益	剰 余 金		自 株	己 式	株 主 資 本 合 計		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金						
				別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	674,184	640,884	33,640	7,700,000	3,056,670	△236	12,105,143	8,157	12,113,300	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当					△274,357		△274,357		△274,357	
当 期 純 利 益					807,865		807,865		807,865	
自己株式の取得						△171	△171		△171	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								987	987	
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	533,508	△171	533,336	987	534,323	
当 期 末 残 高	674,184	640,884	33,640	7,700,000	3,590,178	△408	12,638,479	9,144	12,647,624	

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法により償却しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………8～15年

工具、器具及び備品……………4～15年

(2) 無形固定資産……………定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) 長期前払費用……………定額法により償却しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては該当がないため計上しておりません。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては該当がないため計上しておりません。

(4) 工事損失引当金……………損失の発生が見込まれる工事契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては該当がないため計上しておりません。

(5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金……………役員への退職慰労金支給に備えるため、内規による必要額を計上しております。なお、当社は内規を改定し、2004年6月23日の株主総会後必要額は増加いたしました。

収益及び費用の計上基準

請負契約によるシステム開発に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他のプロジェクト

工事完成基準（検収基準）

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

当事業年度より、従来「売上原価」に含めていた一部の労務費及び経費を「販売費及び一般管理費」として処理する方法に変更しております。

この変更は、当事業年度において、業績管理方法の変更を実施したことを契機として、その集計方法等を改めて検討した結果、一部の活動を販売支援及び営業管理のための活動であると位置付けたことから、実態をより適切に表示するために行ったものであります。

（表示方法の変更に関する注記）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 「関係会社預け金」は、「SCSKグループ・キャッシュマネジメントシステム」（CMS：SCSKグループの資金効率化を目的）による預入れであります。なお、当該預け先は、CMSの母体であり当社の親会社でもあるSCSK株式会社であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	182,827千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	204,255千円
短期金銭債務	15,501千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高

 売上高

1,838,635千円

 売上原価、販売費及び一般管理費

43,631千円

営業取引以外の取引による取引高

539千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

発行済株式総数

1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,859,100	—	—	6,859,100

2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	150	83	—	233

配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年4月25日 締 役 会	普通株式	137,179	20.00	2018年3月31日	2018年6月4日	利 益 剰 余 金
2018年10月25日 締 役 会	普通株式	137,178	20.00	2018年9月30日	2018年12月4日	利 益 剰 余 金

- 2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

賞与引当金	176,769千円
未払賞与	21,195千円
減価償却費	6,349千円
役員退職慰労引当金	3,981千円
未払事業税	18,399千円
その他有価証券評価差額金	△4,035千円
減損損失	537千円
退職給付引当金	△30,640千円
資産除去債務	10,368千円
その他	12,087千円
繰延税金資産 小計	215,013千円
評価性引当額	△537千円
繰延税金資産 合計	214,476千円

金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は「SCSKグループ・キャッシュマネジメントシステム」（CMS：SCSKグループの資金効率化を目的）を中心に資金の決済・運用を行っております。また、上記以外に資金運用の一部を短期で安全性の高い商品を中心に行っております。

なお、借入金等による資金調達、デリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権（売掛金）は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては与信管理細則に基づきリスクの低減を図っております。

投資有価証券は、主に上場株式、債券及び投資信託であり、市場価格の変動ないし発行企業の信用リスクに晒されております。

上場株式及び債券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び債券であり、投資信託は短期的な資金運用によるものです。上場株式、債券及び投資信託については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務（買掛金）は、全て支払期日が1年内となっております。

金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	4,145,707	4,145,707	—
(2) 関係会社預け金	4,985,974	4,985,974	—
(3) 売掛金	2,889,473	2,889,473	—
(4) 投資有価証券	1,324,530	1,324,530	—
(5) 買掛金	△654,017	△654,017	—

（※）負債に計上されているものについては、△を付しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 関係会社預け金、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

関連当事者との取引

当社と関連当事者の取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	SCSK株式会社	東京都江東区	21,152	ITソリューションサービス	直接（被所有）97.89	システム開発の受託及び資金の預入れ	システム開発の受託	1,838,635	売掛金	204,073
							資金の回収	1,316,691	関係会社預け金	4,985,974
							受取利息	539	未収収益	47

（注）1. システム開発の受託については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 資金の預入れの利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

親会社に関する注記

親会社情報

住友商事株式会社（東京証券取引所 市場第一部、名古屋証券取引所 市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所に

上場)

SCSK株式会社(東京証券取引所 市場第一部に上場)

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,843円98銭
1株当たり当期純利益金額	117円78銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

~~~~~

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表における金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社 J I E C  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 古 山 和 則 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 富 田 亮 平 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J I E C の2018年4月1日から2019年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社 J I E C 監査等委員会

常勤監査等委員 古 森 明 ㊞  
監査等委員 藤 間 義 雄 ㊞  
監査等委員 三 谷 宏 幸 ㊞

(注) 監査等委員藤間義雄及び三谷宏幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

